

第 26 号議案

神戸市学校給食費の管理に関する条例の件

神戸市学校給食費の管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神戸市の設置する学校において、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 4 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号。以下「特別支援学校給食法」という。）第 3 条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第 5 条第 1 項に規定する経費以外の同法第 2 条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者その他の者で、幼児、児童又は生徒を現に監護するもの、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この条例において学校給食費の取扱いを定める学校は、神戸市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月条例第 87 号）別表 2 に掲げる小学校（分校を除く。）、同条例別表 3 に掲げる中学校（分校を除く。）、同条例別表 4 に掲げる義務教育学校及び同条例別表 6 に掲げる特別支援学校とする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費の範囲内で規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別な事情があると認める場合は、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第7条 この条例の規定は、幼児、児童又は生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものについて準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 職員が喫食する学校給食に係る費用</u></p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>

(学校給食費の徴収の特例)

- 4 第4条から第7条までの規定は、当分の間、1月ごとに事前に申込みのあった生徒に対して学校給食を実施する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に係る学校給食費には適用しない。

#### 理 由

保護者等から徴収する学校給食費の公会計としての管理を開始するに当たり、条例を制定する必要があるため。